

特定施設名	法・条例	騒音		振動
		騒音規制法	岐阜県公害防止条例	振動規制法
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上	—	—
	製管機械	すべてのもの	—	—
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上	—	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	—	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上	—	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上	—	原動機の定格出力が <sup>1</sup> 1kW以上
	鍛造機	すべてのもの	—	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	—	原動機の定格出力が <sup>4</sup>
	プラスト	タンプラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く	—	—
	タンブラー	すべてのもの	—	—
	切断機	といしを用いるものに限る	—	—
研磨機	—	原動機の定格出力の合計が15kW以上	—	
空気圧縮機及び送風機(注1)	原動機の定格出力が7.5kW以上	製材・木工工場で原動機の定格出力の合計が10kW以上	圧縮機で原動機の定格出力が7.5kW以上	
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上	—	原動機の定格出力が7.5kW以上	
織機	原動機を用いるものに限る	—	原動機を用いるものに限る	
建設機械用資材製	コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45㎡以上（気ほうコンクリートプラントを除く）	—	—
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200Kg以上	—	—
	コンクリートブロックマシン	—	—	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上
	コンクリート管（柱）製造機械	—	—	原動機の定格出力の合計が10kW以上
穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上	—	—	
木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	—	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が2.25kW以上	—	原動機の定格出力が2.2kW以上
	碎木機	すべてのもの	—	—
	帯のご盛	原動機の定格出力が製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上	—	—
	丸のご盛	—	—	—
かんな盛	原動機の定格出力が2.25kW以上	—	—	
抄紙機	すべてのもの	—	—	
印刷機械	原動機を用いるもの	—	原動機の定格出力が2.2kW以上	
合成樹脂射出成形機	すべてのもの	—	すべてのもの	
合成樹脂用粉砕機	—	原動機の定格出力が3.75kW以上	—	
鋳造型機	ジョルト式のものに限る	—	ジョルト式のもの	
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	—	—	カレンダーロール機以外で原動機の定格出力が30kW以上	
窯業焼成炉用バーナー	—	燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上	—	
撚糸機	—	原動機を用いるものに限る	—	
紙工機械（コルゲーティングマシン）	—	原動機の定格出力が7.5kW以上	—	
高速切断機	—	原動機の定格出力が2.25kW以上	—	
走行クレーン	—	すべてのもの	—	
クーリングタワー	—	原動機の定格出力が0.75kW以上	—	
冷凍機(注2)	—	原動機の定格出力が7.5kW以上	—	
タイル成型用プレス	—	すべてのもの	—	

## 補足事項

(注1) 騒音規制法は「空気圧縮機」、振動規制法は「圧縮機」を対象としているため、空気を圧縮するもののみ騒音、振動両方対象となり、それ以外（窒素・酸素等）は振動のみ対象となる。室外機の圧縮機は該当しないが室外機の送風用ファンは出力が7.5kW以上の場合、送風機に該当する。

冷凍機等で使用する冷媒の圧縮機については対象外。（県条例の冷凍機の対象となる）

(注2) 構造が同じであるため、ヒートポンプエアコン（電気、ガス式問わず）は定格出力が達していれば対象となる。

同様に空調調和機器はエアコン、エコアイス含め冷凍機に該当する。ただし統一システム（HS）で「841510」「841581～841583」に該当するエアコンは該当しない。